

発注情報詳細（物品・委託等）

公告日	令和6年11月12日（火）										
入札方法	入札書の持参による 公募型指名競争入札										
件名	横浜市中央図書館司書補助業務委託										
納入／履行場所	設計図書の通り										
納入／履行期間等	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで										
入札参加資格	種目	その他の委託等									
	細目	図書に係る業務									
	所在地区分・順位	所在地区分：市内・準市内 順位：条件なし									
	企業規模	指定なし									
	その他	①横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと 及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。 ②令和5、6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において所在地区 分が「市内」又は「準市内」であり、営業種目「その他の委託等」に登録が認められてい る者、かつ「図書」に係る業務を登録している者であること。 ③入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等 措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。 ④公共図書館における窓口業務の元請実績を有する者であること。									
	提出書類	① 公募型指名競争入札参加意向申出書 ② 委託業務経歴書									
設計図書	次ページ以降に掲載										
入札参加申込締切日時	令和6年 12月3日（火） 正午										
指名・非指名通知日	令和6年 12月6日（金） 電子メールにより発送										
質疑締切日時	令和6年 11月21日（木） 午後 5時00分	回答期限日時	令和6年 11月27日（水） 午後 5時00分								
入札及び開札日時	令和6年 12月10日（火） 午前11時00分										
入札及び開札場所	横浜市西区老松町1番地 横浜市中央図書館 5階第一会議室										
支払い条件	前金払	しない	部分払	12回以内	契約保証	免除					
注意事項	① 入札書には、契約初年度に要する単年度の金額を記載してください。 ② 入札者は、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わ ず、見積った契約希望金額から非課税対象分の金額を減算し、減算後の金額の110分の 100に相当する金額に、非課税対象分の金額を加算した金額を入札書に記載してくだ さい。 ③ 1回の入札で落札者が決まらない場合は、その場で2回目の入札を実施しますので、予 備の入札書をご用意ください。 ④ 落札者は、決定後速やかに内訳書を提出してください。 ⑤ この契約は、令和7年度横浜市各会計予算が令和7年3月31日までに横浜市議会にお いて可決されることを停止条件とする案件です。 ⑥ この契約は地方自治法234条の3に基づく長期継続契約であるため、本件契約の締結日 の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除 された場合は、横浜市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとします。 また、受託者は、本件契約に係る横浜市の歳出予算が減額又は削除されたことにより、 本市が本件契約を解除した場合において、本市が翌年度以降に支払いを予定していた委 託料について請求することはできないものとします。また、受託者は、本件契約に係る 歳出予算の減額又は削除があったことにより、本市が本件契約を変更又は解除した場合 に生じた損害の賠償について本市に請求することはできません。										
発注担当課	教育委員会事務局中央図書館サービス課 担当 矢野 （横浜市西区老松町1番地 横浜市中央図書館2階） T E L 045-262-0050 F A X 045-231-8299 E - m a i l ky-libitaku@city.yokohama.lg.jp										
契約事務担当課	同上										

令和7年度 一般会計 岁出 第17款6項3目 中央図書館利用者サービス事業費 12節(18)その他委託料

受付 番号	種目番号	連絡先	委託担当 教育委員会事務局中央図書館サービス課	担当者名 ヤノ ハルカ 電話 262-0050
----------	------	-----	----------------------------	-------------------------------

設 計 書

1 委託名 横浜市中央図書館司書補助業務委託

2 履行場所 横浜市西区老松町1 横浜市中央図書館

3 履行期間
又は期限 期間 令和7年4月1日 から 令和10年3月31日 まで
 期限 令和 年 月 日 まで
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項 なし

6 現場説明 不要

要(月 日 時 分 場所)

7 事業概要 横浜市中央図書館における司書補助業務について、業務委託により実施する。

8 各年度における支払予定額内訳

年 度	支払予定額(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)	
令和7年度	円	(円)
令和8年度	円	(円)
令和9年度	円	(円)

※契約期間内に「うるう年」が含まれる場合も、通常年(365日の年)と同様とします。

9 部 分 扱

- ## ■ す る (12 回以内)

※部分払い各回の支払いの際に生じた端数金額については、最終支払い回において加算し調整する。

しない

委託代金額	¥	
内訳業務価格	¥	非課税物品を含む
消費税及び地方消費税相当額	¥	

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
司書補助業務						
4 月		1	月			
5 月		1	月			
6 月		1	月			
7 月		1	月			
8 月		1	月			
9 月		1	月			
10 月		1	月			
11 月		1	月			
12 月		1	月			
1 月		1	月			
2 月		1	月			
3 月		1	月			
小計						
諸経費		1	式			月 円
人件費及び諸経費合計						
消費税及び地方消費税 相当額						
配達料出郵送料		(1)	式	()	()	1号内訳書 非課税
委託代金額						

*概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

1号内訳書

名称	形状寸法等	数量	単位	単価 (円)	金額 (円)	摘要
配送貸出郵送料						往復の郵送料
図書館用(心身障害者用)ゆうメール	500gまで	(400)	件		()	
図書館用(心身障害者用)ゆうメール	1kgまで	(800)	件		()	
図書館用(心身障害者用)ゆうメール	2kgまで	(400)	件		()	
図書館用(心身障害者用)ゆうメール	3kgまで	(100)	件		()	
ゆうメール	500gまで	(300)	件		()	
ゆうメール	1kgまで	(1,000)	件		()	
ゆうパック	60サイズ	(200)	件		()	
ゆうパック	80サイズ	(100)	件		()	
ゆうパック	100サイズ	(10)	件		()	
計		(3,310)	件		()	

*概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

横浜市中央図書館司書補助業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、横浜市中央図書館における窓口業務、予約業務、障害者サービス業務、資料管理補助業務及び移動図書館業務等に関する業務を民間委託することにより、中央図書館司書職員を専門性が発揮できる学校連携・市民協働・地域連携等の業務に重点配置し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

2 履行場所

(1) 横浜市中央図書館（所在地：〒220-0032 横浜市西区老松町1）

(2) 移動図書館各ステーション

定期巡回先は別表1を参照

3 契約条件等

(1) 契約条件

確定契約とする。ただし、本仕様書第12条「費用の分担」第4項による受託者負担部分については、概算数量による契約とする。

(2) 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 業務内容

別紙「業務内容」を参照

5 業務実施時間

(1) 火曜日から金曜日まで

午前8時40分から午後8時40分まで

(2) (1)の規定にかかわらず、日曜日、月曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「休日」という。)、施設点検日(毎月1回)、図書特別整理期間(原則年1回、3日間)、12月28日及び1月4日

午前8時40分から午後5時10分まで

(3) 委託のない日

12月29日から翌年1月3日まで

(4) 移動図書館の運行日

原則として火曜日から金曜日まで運行し、午前・午後各1か所又は2か所実施。また、振替等により、他の曜日・場所に特別運行を実施する。

6 業務従事者の条件等

(1)責任者

業務従事者のうちに、総合調整を担当する責任者を配置すること。責任者は、業務時間内は館内に常駐し、各業務を統括し、業務従事者を指導すること。また、責任者には、図書館業務を3年以上経験している受託者の正規職員を充てること。

(2)副責任者

別紙「業務内容」の各大項目の業務に対して、副責任者を配置すること。副責任者は図書館業務を3年以上経験している者であること。

(3)業務従事者

- ア 業務履行に必要な研修を済ませていること。
- イ 関係者と円滑な意思疎通を図ることができる者であること。
- ウ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者を従事させないこと。
- エ 委託者は業務履行にあたる者の選任が不適当と判断した場合は、受託者に対しその変更を求めることができる。
- オ 受託者は委託者から上記の要求があった場合は、速やかに対処すること。

(4)監督者

- ア 責任者を監督する者（以下、監督者）。受託者の執務場所での業務の遂行に関する指示、業務従事者の管理、横浜市立図書館との契約に関する交渉の権限等を有している者を指す。
- イ 業務が円滑に遂行できる執行体制を確保すること。特に、繁忙である日曜日、土曜日、祝休日については、利用者サービスの低下を招かないように十分な執行体制を確保すること。

7 業務計画

- (1)受託者は、毎月20日までに翌月の月間勤務表を委託者に提出すること。
- (2)受託者は、毎日経時的な人員配置表（カウンターローション表）を作成し、委託者に提出すること。

8 業務報告

受託者は、毎日の業務終了後に作業報告書を作成し、委託者に提出し確認を受けること。また、委託者が業務の実施に関する調査及び報告を求めた場合は、速やかに経過や結果等を報告し、改善を要する場合は委託者と協議の上、対応すること。

9 受託者の責務

(1)法令等の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令、本市委託契約約款等を遵守し、また図書館

業務関連の規則、要綱・要領、及び委託者が別途提供する業務実施説明書及び契約締結後に提供する手順書等に従うものとする。

(2) 信用失墜行為の禁止

横浜市の信用を失墜する行為をしないこと。親切・丁寧な言葉づかいに努め、業務中の私語を慎むなど、十分な注意と誠意をもって業務にあたること。

(3) 個人情報の取扱い等について

受託者は、法令及び委託者の定める規定に従い、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損等を防止し、その他の適切な処理に努め、個人情報保護のための規定の整備及び従業員教育等の措置を講じること。受託者の行為又は不作為によって個人情報の漏えい等が発生した場合、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される場合があるため、注意すること。

また、この契約により事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 業務従事者名簿の提出

年度の開始時及び業務従事者に変更があった場合、受託者は委託者に対して業務従事者名簿を提出すること。また、その際、責任者及び副責任者を明記すること。

(5) 名札の着用

業務実施時間中は名札を着用すること。

(6) 定例的な打合せへの出席等

本業務の円滑な実施を目的として、委託者と受託者は常に情報共有を行うとともに、監督者は月1回以上履行場所を巡回し、責任者同席のもと委託者との定例的な打合せを実施する。

(7) 業務従事者の健康管理

受託者は、業務の公共性及び重要性に鑑み、従事者に対し、法令で定められた一切の雇用者としての義務を履行し、適正かつ良好な労働条件の確保に配慮とともに、従事者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を推進するよう努めなければならない。また、委託者は、受託者の職場環境の整備に関して必要な協力をを行う。受託者は、業務従事者に対して、定期的な健康状態確認を行うこと。

(8) 緊急時の対応

ア 災害、事故、事件並びに施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる事態(以下、「災害等」という)

災害等が発生した場合は、直ちに委託者に連絡し、協力して対応すること。必要に応じて、受託者・委託者協議のうえ、人員配置、委託業務内容等を調整すること。

イ 災害等に係る訓練への参加

責任者は、業務に支障のない範囲で、これに関わる訓練に参加し、業務従事者に周知すること。また、業務従事者は委託者の実施する訓練に参加すること。

ウ 受託者の過失等による事故

受託者の過失等により業務上の事故等が発生した場合は、速やかに委託者に連絡し、協力して対応すること。また、監督者が委託者と協力して対応すること。

(9) 自動車損害保険契約への加入

受託者は移動図書館車について、受託者を契約者とする自動車保険契約（任意保険）に加入すること。また、保険証書の写しを委託者に提出すること。保険の加入条件は下記の通りとする。

ア 加入期間

契約期間とする。

イ 保険料額

(ア) 対人賠償

無制限

(イ) 対物賠償

無制限

(ウ) 車両保険

車両の時価相当額

10 業務端末機器等の操作及びユーザーID・パスワードの管理

- (1) 委託者の指定する業務端末機器等を使用して、業務を実施するものとする。
- (2) 業務システム端末の保守については、委託者が行うものとするが、障害などが生じた場合、その障害などが受託者の故意又は重大な過失による場合は、その損害相当分の費用は受託者の負担とする。
- (3) 受託者の責任により業務システム端末などを滅失又はき損した場合は、損害を委託者に賠償しなければならない。
- (4) システム障害などにより業務システム端末が使用できない場合は、委託者と協議し、その指示に従って対処するものとする。
- (5) 委託者は、業務従事者ごとにユーザーIDとパスワードを貸与し、業務従事者は、当該ユーザーID・パスワードの入力により、処理業務を開始するものとする。
- (6) 業務従事者は、委託者より交付されたユーザーID・パスワードを他に漏らしてはならない。また、第三者により不正に利用されることのないように適切に管理すること。
- (7) 業務従事者は、仕様書等で定められた業務以外の目的で、業務端末機器等を使用してはならない。
- (8) 業務従事者は、業務端末機器等で、一切の記憶媒体を使用してはならない。
- (9) 同一業務端末機器等において同一業務を継続する場合でも、業務従事者が交代する時は、ユーザーID・パスワードを入力し直すこととする。

- (10)業務従事者が退職その他の理由により業務に従事しなくなった時には、受託者は当該業務従事者に委託者が貸与したユーザーID・パスワードを直ちに委託者に返却すること。
- (11)図書館情報システムの更新・改修等があった場合には、委託者は受託者の作業責任者に対して、変更のあった委託業務内容や業務端末機器等の操作等について説明を行い、必要に応じて研修を実施する。

11 業務の引継ぎ

(1) 受託者の変更に伴う引継ぎ

受託者は、履行期間の開始日までの相当な期間において前受託者から業務の引継ぎを受け、委託開始日から円滑に業務が実施できるよう執行体制の確保に努めなければならない。また、この契約が終了するまでの相当な期間において、次の受託者に引継ぎを実施しなければならない。

(2) 業務手順書改訂の協力

図書館の規則改正、図書館情報システム更新の他、作業の効率化等の事由による業務手順書等の改訂作業が生じた場合は、適宜、図書館と受託者で協議する。

12 費用の分担

以下に記載のある物品又はその調達費用及び使用料等については、受託者の負担とする。

- (1)名札及び業務従事者の統一した服装に関する費用
(2)文具等専ら受託者の事務に供する物品
(3)業務従事者の防寒、熱中症及び感染症予防に関する物品
(4)来館困難図書配達事業における図書館資料の郵送に関する往復の送料
請求時には各月の実績に基づき支払うこととする。
なお、郵送に係る梱包材の調達及び費用は委託者の負担とする。
- (5)移動図書館の管理運営に関する費用
ア 移動図書館車の運行に関する費用
(ア) 移動図書館車の燃油代金
(イ) 移動図書館車の道路使用料
イ 自動車保険契約に関する費用

13 その他

本仕様書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は仕様書に定める事項に疑義が生じたときは、委託者・受託者協議の上定めるものとする。

中央図書館司書補助業務委託
業務内容

目次

1 フロア業務	3
(1) 1階総合カウンター業務	3
(2) 地下1階窓口業務	3
(3) のげやま子ども図書館親子フロア窓口業務	4
(4) その他各フロア業務（全フロア）	4
2 予約補助・配達仕分業務	5
(1) 予約補助業務	5
(2) 配達仕分業務	5
3 移動図書館業務	6
(1) 移動図書館運行業務	6
(2) 移動図書館車両の管理	6
(3) その他の管理業務	6
4 障害者サービス業務	7
(1) 視覚障害者等サービス業務	7
(2) 来館困難障害者図書配達貸出業務	8
5 資料管理補助業務	9
(1) 中央図書館（団体貸出含む）・移動図書館資料管理業務	9
(2) 逐次刊行物関連業務	9
(3) リユース文庫管理業務	9
(4) 再活用事業実施補助業務	10
6 その他司書補助業務	11
(1) 団体貸出業務	11
(2) オンライン利用者登録業務	11
(3) その他司書補助業務	11

1 フロア業務

(1) 1階総合カウンター業務

ア 貸出業務

- (ア) 図書館資料（予約資料を含む）の貸出処理
- (イ) 書庫出納受付及び資料の貸出準備
- (ウ) 貸出に関する簡易な利用者対応

イ 返却業務

- (ア) 図書館資料の返却処理
- (イ) 返却資料の仕分け
- (ウ) 誤返却・汚破損資料への対応
- (エ) 返却に関する簡易な利用者対応

ウ 登録業務

- (ア) 新規利用者登録手続及び利用案内
- (イ) 利用者登録更新、変更及び紛失再発行手続き
- (ウ) 図書館カードを忘れた利用者への対応

エ 簡易な所蔵調査及び書架案内

オ 簡易な利用案内及び施設案内

カ 館内貸出物品対応

キ 遺失物・拾得物対応

ク セキュリティゲート対応

ケ 授乳室利用受付

コ レファレンス等統計報告

(2) 地下1階窓口業務

ア 視聴覚資料利用受付業務

- (ア) 利用申込受付
- (イ) 資料出納・機器利用案内
- (ウ) 資料返却・配架
- (エ) 簡易な所蔵調査
- (オ) 機器や資料の動作確認及び不具合の報告
- (カ) 利用終了の声かけ

イ グループ学習等利用受付業務

- (ア) 利用申込及び当日予約受付
- (イ) 貸与物品の出納管理
- (ウ) 利用終了後確認作業
- (エ) 満席になった場合の順番整理、利用終了の声かけ

ウ レファレンス等統計報告

(3) のげやま子ども図書館親子フロア窓口業務

ア 貸出業務

- (ア) 親子フロア資料の貸出処理
- (イ) 貸出に関する簡易な利用者対応

イ 返却業務

- (ア) 親子フロア資料の返却処理
- (イ) 返却に関する簡易な利用者対応

ウ 入館受付

(4) その他各フロア業務（全フロア）

ア 開館業務

- (ア) 機器・端末類の起動、照明点灯等
- (イ) 用紙・帳票等消耗品の補充
- (ウ) 返却ポスト内資料の処理

イ 閉館業務

- (ア) 機器・端末類の終了、照明消灯等
- (イ) 入館者数等報告
- (ウ) 放置資料・忘れ物回収
- (エ) 個人情報等帳票回収

ウ 配架業務

- (ア) 返却資料の配架
- (イ) 他館からの返送資料の配架

エ 書庫出納

- (ア) 書庫資料の確保・搬送
- (イ) 書庫資料の配架
- (ウ) 業務開始及び終了処理
- (エ) 館内未返却資料確認

2 予約補助・配送仕分業務

(1) 予約補助業務

- ア 予約在庫資料の確保
- イ 予約配送資料処理
 - (ア) 予約配送資料受取
 - (イ) 予約棚繰り込み
- ウ 受取待ち予約者への電話連絡
- エ 延滞図書督促電話連絡（市外借用資料含む）
- オ 予約取置期限切れ資料の処理
 - (ア) 予約取置期限切れ資料の抽出、予約削除及び配送
 - (イ) 取置期限延長希望資料への処理
- カ 相互貸借配達準備・受取・返却処理
 - (ア) 県内相互貸借システム（KL-NET）の処理
 - a 他自治体からの貸出依頼対応
 - b 貸出資料の配達処理
 - c 貸出・借受資料の返却処理
 - d 利用者からの借受依頼対応（オンライン申請の受付を含む）
 - e 市内予約がある県内相互貸借貸出依頼資料の割当解除処理
 - (イ) 県外相互貸借の処理
 - a 貸出資料の貸出処理及び梱包
 - b 貸出・借受資料の返却処理
- キ 有料図書宅配サービスの貸出処理、梱包及び発送準備

(2) 配送仕分業務

- ア 各館・図書取次所への配達資料の仕分け
- イ 各館・図書取次所からの配達資料の荷開け、受取処理及び配架
- ウ 児童書見計らい資料配達
- エ 庁内情報拠点化事業の貸出資料の配達・返却
- オ 母語セット返却・配架
- カ 郵送物・配達物仕分け

3 移動図書館業務

(1) 移動図書館運行業務

ア 運行前準備

- (ア) 機器・必要物品等の準備及び積込
- (イ) 移動図書館書架の資料補充及び書架整理
- (ウ) 各ステーション予約資料の準備
- (エ) 荒天時等の準備
- (オ) アルコールチェックの実施（運行前後）

イ 移動

- (ア) 移動図書館車運転
- (イ) 移動図書館車給油

ウ ステーション業務

- (ア) 貸出等カウンター設置及び撤収
- (イ) 貸出・返却・登録・配架等窓口業務
- (ウ) 予約受付及び利用者への連絡業務
- (エ) 寄贈資料の受取
- (オ) 賠償受付及び受領

エ 帰館後業務

- (ア) 資料及び物品の搬出
- (イ) 移動図書館書架の資料補充及び書架整理
- (ウ) キャンセルを受けた予約資料等の処理
- (エ) 貸出漏れの確認
- (オ) 返却資料の予約連絡票の出力
- (カ) 持ち帰り資料の仕分け
- (キ) 横浜市立図書館利用申込書等帳票類の処理
- (ク) 返却された汚破損資料の処理
- (ケ) 物品の補充及び機器の充電
- (コ) 駐車場情報ファイル等台帳類の記入

オ 緊急時の対応

(2) 移動図書館車両の管理

ア 移動図書館車の日常的点検

イ 移動図書館車清掃

(3) その他の管理業務

ア 燃料費の支払い

イ 道路使用料の支払い及びETCカードの管理

4 障害者サービス業務

(1) 視覚障害者等サービス業務

- ア 対面朗読準備・片付け
 - (ア) 予定確認・必要物品準備
 - (イ) 終了後片付け
- イ 録音・点字等資料貸出・返却手続
 - (ア) 貸出作業
 - a 貸出資料準備
 - b 貸出処理
 - c 梱包及び発送準備
 - (イ) 予約入力及び割当作業
 - (ウ) 返却作業
 - a 返送物の確認
 - b 返却処理
- ウ 録音・点字等雑誌貸出・返却手続
 - (ア) 台帳作成等利用者管理業務
 - (イ) 貸出処理
 - (ウ) 梱包及び発送準備
 - (エ) 返却処理
 - (オ) 統計入力
- エ 「新着図書案内」録音資料の複製及び貸出・発送・返却手続
- オ 利用者登録業務
 - (ア) 登録申請書記載事項データ入力
 - (イ) 宛名カード作成等作業
- カ 利用者への電話連絡等
 - (ア) 利用者登録、更新
 - (イ) 資料発送時の確認
 - (ウ) 延滞図書督促
- キ 相互貸借
 - (ア) 「サピエ図書館」の資料の状況確認
 - (イ) 他機関からの借用依頼への回答
 - (ウ) 統計入力
- ク 録音・点字等資料管理
 - (ア) 資料の複製
 - (イ) 装備
 - (ウ) 廃棄
 - (エ) 書架整理
 - (オ) 延滞資料の確認
 - (カ) メディア及びケース等の修理・交換
 - (キ) 書誌データ管理

- (ク) 複製物の消去
- ケ 利用者配付用資料の発送
- コ 視覚障害を有する職員への代読等作業補助

(2) 来館困難障害者図書配送貸出業務

- ア 発送資料準備
- イ 貸出手続
 - (ア) 貸出処理
 - (イ) 梱包及び資料発送
- ウ 返却手続
 - (ア) 返送物確認
 - (イ) 返却処理
- エ 帳票類作成
- オ 利用者登録業務
 - (ア) 登録申込書記載事項データ入力
 - (イ) 宛名カード作成等新規登録利用者用作業
 - (ウ) 利用者登録更新等の通知連絡
- カ 利用者への電話連絡
 - (ア) 利用者登録業務や資料配達における確認
 - (イ) 延滞図書督促
- キ 郵券の購入・管理

5 資料管理補助業務

(1) 中央図書館（団体貸出含む）・移動図書館資料管理業務

- ア 新着図書受取
 - (ア) 装備指示票確認
 - (イ) 受取処理・配架
- イ 装備完了資料処理（再装備資料及び修理装備資料）
 - (ア) 配送票と資料の照合
 - (イ) 資料のデータ変更、仕分け及び配架
- ウ 書庫入れ（地域図書館から移管された資料含む）
 - (ア) 資料データ修正
 - (イ) ラベルの出力及び貼付
 - (ウ) 配架
- エ 資料廃棄
 - (ア) 資料状態変更入力
 - (イ) 廃棄処理作業（処理印押印、紐で縛る等）
- オ 蔵書点検
 - (ア) 蔵書点検作業
 - (イ) 蔵書点検時の移動図書館車両移動

(2) 逐次刊行物関連業務

- ア 新聞作業
 - (ア) 受入
 - a 新聞受取及び受取チェック
 - b 寄贈新聞の各課各館への送付、残部処理
 - c 新聞書評コピー
 - (イ) 装備
 - (ウ) 配架
 - (エ) 書庫入れ
 - (オ) 廃棄
 - (カ) 新規新聞の受入
 - (キ) 新聞地方面の抜き取り
 - (ク) 汚破損新聞の修理
 - (ケ) 書架移動
- イ 地域図書館から移管された新聞の受入

(3) リユース文庫管理業務

- ア リユース文庫コーナー整理
- イ 記録ノート補充及び回収
- ウ リユース資料補充及び廃棄
- エ 持ち込み記録集計

オ ブックケース等の補充

(4) 再活用事業実施補助業務

ア 事前準備

- (ア) 実施場所への資料の移動
- (イ) 開封作業及び配架

イ 当日の作業

- (ア) 利用団体の案内
- (イ) 冊数の確認、入力処理
- (ウ) 資料の受け渡し
- (エ) 資料の補充と整理

6 その他司書補助業務

(1) 団体貸出業務

- ア 交換準備
 - (ア) 予定確認・駐車場事務所への連絡
 - (イ) ブック トラック・図書館カード等必要物品用意
- イ 貸出・返却処理

(2) オンライン利用者登録業務

- ア オンライン登録申請の確認及びデータ入力
- イ 登録完了メール及び不受理メール送信

(3) その他司書補助業務

- ア 督促・予約はがきの送付準備
 - (ア) はがきの印字内容及び枚数の確認
 - (イ) 切り分け、発送準備
- イ 至急確保及び取り置き対応資料確保
 - (ア) 指定された対象資料の確保
 - (イ) 配送準備

委託業務時間帶

令和 4 年度中央図書館利用実績

項目	単位	令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	月平均	備考欄
窓口	開館日数	日	344	29
	入館者数	人	830,402	69,200
	新規登録者数	人	9,519	793
	貸出利用者数	人	294,386	24,532
	貸出冊数	冊	914,895	76,241
	返却冊数	冊	779,671	64,973
予約・配達	交流と学びのフロア利用件数	件	5,688	474
	配送（中央から発送）	冊	740,622	61,719
	配送（他館からの受取合計）	冊	718,794	59,900
	市外相互貸借（貸出）	冊	10,564	880
	市外相互貸借（借受）	冊	1,163	97
	通常巡回回数	回	697	58
移動図書館	特別運行回数	回	13	1
	貸出冊数	冊	139,920	11,660
	軽油使用量	ℓ	3,797	316
	録音・点字図書貸出数	冊	8,264	689
障害者サービス	来館困難障害者図書配送貸出件数	件	3,240	270
	来館困難障害者図書配送貸出郵送料	円	1,800,000	150,000
	来館困難障害者図書配送貸出冊数	冊	6,695	558
	対面朗読利用者数	人	41	3
資料管理	年間受入冊数（図書資料）	冊	37,523	3,127
	年間除籍冊数（図書資料）	冊	17,455	1,455
団体貸出	利用件数	件	44	4
	貸出冊数	冊	6,354	530
再活用事業 (令和 4 年 8 月から令和 5 年 2 月)	件数	件	67	
	冊数	冊	3,404	
資料管理	新聞年間受入タイトル数	タイトル	146	刊行頻度：日刊、週刊、月刊など
窓口	オンライン登録申請人数	人	1,609	令和 6 年 1 月以降オンライン登録が開始されたため、令和 6 年 1 月 15 日から 3 月 31 日までの数値。

* 令和 5 年度は図書館情報システム入替による休館期間があるため、令和 4 年度の実績を使用

【別表1】はまかぜ号巡回先一覧

番号	区	ステーション名	場所	曜日	時間	営業時間(分)	高速道路使用 (有料)	移動時間(分) ※片道最大	参考：令和4年度実績	
									利用者数 (延べ人数)	貸出冊数 (総計)
1	青葉区	奈良北	奈良町第三公園	火	13:40-14:20	40		70	245	846
2	青葉区	ならやま	奈良山公園	火	14:50-15:35	45		55	562	2,612
3	旭区	希望が丘	中希望が丘第五公園	木	14:40-15:40	60		50	943	4,600
4	旭区	左近山	左近山ショッピングセンター南側広場	水	10:00-11:00	60		50	1,383	5,939
5	旭区	中沢	中沢町公園	水	10:00-10:50	50		50	784	3,373
6	泉区	緑園	緑園東公園	火	14:40-15:40	60		60	1,279	5,329
7	泉区	しらゆり	しらゆり公園	金	14:30-15:20	50		60	87	389
8	磯子区	杉田大谷	杉田大谷第二公園	木	10:00-10:50	50		50	867	3,766
9	神奈川区	片倉	神大寺中央公園	金	9:50-11:10	80		40	2,185	9,241
10	神奈川区	宮向	宮向団地管理事務所前	木	13:50-14:50	60		50	897	3,343
11	金沢区	並木	イド藻公園	火	10:00-11:00	60		60	1,871	6,535
12	金沢区	八景西	八景西公園	水	14:20-15:30	70		60	1,234	5,038
13	港南区	港南台	港南台中央公園	木	10:00-11:00	60		50	1,277	5,198
14	港北区	綱島東	綱島東三丁目公園	水	14:10-15:30	80		60	3,000	14,020
15	港北区	南日吉	コンフォール南日吉管理事務所前	金	14:00-15:30	90	あり(第三京浜)	50	4,501	19,111
16	栄区	庄戸	庄戸第三北公園	水	11:20-12:00	40		60	340	1,463
17	栄区	野七里	野七里テラス	水	10:10-10:50	40		50	390	1,604
18	瀬谷区	阿久和	三ツ境大原第二公園	木	14:05-15:00	55		55	1,059	4,811
19	瀬谷区	五貫目	五貫目町公園	火	14:40-15:20	40		60	203	551
20	都筑区	東山田	東山田地域ケアプラザ	金	10:00-10:50	50	あり(第三京浜)	60	461	1,772
21	鶴見区	矢向	矢向一丁目公園	木	10:20-11:40	80		60	476	2,383
22	戸塚区	品濃	品濃谷宿公園	金	14:40-15:40	60		60	1,135	6,379
23	戸塚区	名瀬	名瀬下第三公園	火	14:05-15:00	55		55	597	2,074
24	戸塚区	俣野	ドリームハイツ第一公園	火	10:00-10:50	50	あり(横浜新道)	60	987	3,376
25	中区	馬の博物館	馬の博物館	水	15:00-16:00	60		40	851	3,580
26	西区	みなとみらい	グランモール公園「美術の広場」	金	11:30-13:00	90		30	3,802	14,036
27	保土ヶ谷区	狩場	狩場町第三公園	水	15:10-16:00	50		40	548	2,644
28	緑区	北八朔	北八朔第二公園	火	10:10-10:50	40		60	129	427
29	緑区	竹山	竹山中公園	木	14:50-15:50	60		50	1,026	3,673
30	南区	永田みなみ台	永田みなみ台公園	火	9:50-10:30	40		40	227	825
特別運行 (令和4年度は13回実施)									263	982

* 令和5年度は図書館情報システム入替による休館期間があるため、令和4年度の実績を使用

令和6年度 移動図書館はまかぜ号時刻表

		9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
火	1号	並木				五貫目					
		出発9:00	10:00~11:00	帰着11:50		出発13:40	14:40~15:20	帰着16:15			
		移動60分	駐車時間60分	移動50分		移動60分	駐車時間40分	移動55分			
	2号	永田みなみ台			奈良北		ならやま				
		出発9:10	9:50~10:30	帰着 11:00	出発12:30	13:40~14:20		14:50~15:35	帰着16:30		
		移動40分	駐車時間40分	移動30分	移動70分	駐車時間40分	移動30分	駐車時間45分	移動55分		
	1号	俣野				名瀬					俣野は横浜新道 (有料)を往復
		出発9:00	10:00~10:50	帰着11:50		出発13:10	14:05~15:00	帰着15:55			
		移動60分	駐車時間50分	移動60分		移動55分	駐車時間55分	移動55分			
	2号	北八朔				緑園					
		出発9:10	10:10~10:50	帰着11:40		出発13:40	14:40~15:40	帰着16:30			
		移動60分	駐車時間40分	移動50分		移動60分	駐車時間60分	移動50分			
		9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
水	1号	左近山				綱島東					
		出発9:10	10:00~11:00	帰着11:40		出発13:10	14:10~15:30	帰着16:10			
		移動50分	駐車時間60分	移動40分		移動60分	駐車時間80分	移動40分			
	2号	野七里		庄戸		狩場					
		出発9:00	10:10~10:50		11:20~12:00	帰着13:00	出発14:30	15:10~16:00	帰着16:30		
		移動50分	駐車時間40分	移動30分	駐車時間40分	移動60分	移動40分	駐車時間50分	移動40分		
	1号	中沢				八景西					
		出発9:10	10:00~10:50	帰着11:30		出発13:20	14:20~15:30	帰着16:10			
		移動50分	駐車時間50分	移動40分		移動60分	駐車時間70分	移動40分			
	2号							馬の博物館			
		9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
木	1号	港南台				宮向					
		出発9:10	10:00~11:00	帰着11:40		出発13:10	13:50~14:50	帰着15:40			
		移動50分	駐車時間60分	移動40分		移動40分	駐車時間60分	移動50分			
	2号	矢向				竹山					
		出発9:20	10:20~11:40	帰着12:20		出発14:00	14:50~15:50	帰着 16:20			
		移動60分	駐車時間80分	移動50分		移動50分	駐車時間60分	移動30分			
	1号	杉田大谷				阿久和					
		出発9:10	10:00~10:50	帰着11:30		出発13:10	14:05~15:00	帰着15:50			
		移動50分	駐車時間50分	移動40分		移動55分	駐車時間55分	移動50分			
	2号							希望が丘			
		9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	
金	1号	東山田				南日吉				東山田、南日吉は 第三京浜(有料) を往復	
		出発9:00	10:00~10:50	帰着11:30		出発13:10	14:00~15:30	帰着16:20			
		移動60分	駐車時間50分	移動40分		移動50分	駐車時間90分	移動50分			
	2号							しらゆり			
		出発13:30	14:30~15:20	帰着16:05							
		移動60分	駐車時間50分	移動45分							
	1号	片倉				品濃					
		出発9:10	9:50~11:10	帰着11:50		出発13:40	14:40~15:40	帰着16:30			
		移動40分	駐車時間80分	移動40分		移動60分	駐車時間60分	移動50分			
	2号					みなとみらい					
		出発11:00	11:30~13:00	帰着 13:20							
		移動30分	駐車時間90分	移動20分							
		9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	

課長	係長	係員

作業報告書

* 作業終了時、○を記入のこと。

日付	/ 月	/ 火	/ 水	/ 木	/ 金	/ 土	/ 日
最終終了時刻	:	:	:	:	:	:	:
チーフ名 (カッコ内にその他スタッフ数)							
作業内容	()	()	()	()	()	()	()
1階総合カウンター業務							
地下1階窓口業務							
のげやま子ども図書館親子フロア 窓口業務							
その他各フロア業務(全フロア)							
予約補助業務							
配達仕分業務							
移動図書館運行業務							
移動図書館車両の管理、その他の 管理業務							
視覚障害者等サービス業務							
来館困難障害者図書配達貸出業 務							
資料管理業務							
逐次刊行物関連業務							
リユース文庫関連業務							
再活用事業実施補助業務							
団体貸出業務							
オンライン利用者登録業務							
その他司書補助業務							
図書館担当者サイン							

申送り事項(日付と記入者明記のこと)

チーフから

図書館担当者から

連絡事項

確認サイン

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（内訳書及び工程表）

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかるわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行について従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならぬ。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならぬ。
- (設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

- 履行の内容の変更を伴わないもの
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (設計図書の変更)
- 第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (代替方法等の提案)
- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。
- (契約の履行の一時中止)
- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止せなければならぬ。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の延長)
- 第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の短縮等)
- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- (履行期間の変更の方法)
- 第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。
- (契約代金額等の変更の方法)
- 第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者が協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。
- (賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)
- 第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があつた場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
 - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
 - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

（一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

（中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に關し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

- 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。
- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項（同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならぬ。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

- 第29条の2 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

- 第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
(前払)

- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があつた日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは從事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

- 第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（委託者の催告による解除権）

第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかないと認められるとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

(3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当したとき。

第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合においては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならぬ。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならぬ。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。

(委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金にお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第35条、第36条又は第36条の

委託者が定める。

2の規定に基づくとき。

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づくとき。

受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（委託者の損害賠償請求等）

第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができないとき
(2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
(3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
(4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定があった場合において、同法の規定により選任された再生債務者等

5 第1項及び第3項各号に定める場合（第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。

（談合等不正行為に対する措置）

第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

（2）前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき。

（3）確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該行為の対象となつた取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して当該賠償金を支払わなければならない。

（受託者の損害賠償請求等）

第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（1）第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除されたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従つた履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間）

第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕様書等の定めるところによる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項「契約不適合期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行つたときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第47条 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たつて、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

(概算契約)

第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

(別紙1)

委託契約約款 第22条第1項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第22条第1項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

1 本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、諸経費として計上すること。

2 本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

- 労務単価（該当労務単価：_____）
 神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

- 物品の単価（該当物品：_____）
 消費者物価指数 全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）
 労務単価を基に算出した経費

3 本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

本市設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は2のとおり）

委託契約約款第2条に規定する、受託者から提出された内訳書

（以下、「受託者の内訳書」という。）による算出

（ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。）

上記2種の併用

(1) ア 労務単価 使用項目 _____

イ アに付随する費用の使用項目 _____

(2) 受託者の内訳書使用項目 _____

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。
- 4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件事務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内容						
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)						
2 業務の作業担当部署名							
3 業務の現場責任者役職名							
4 業務の個人情報取扱者の人数							
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入						
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし						
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()						
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等							
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr></table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称						
	内容						
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)						

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数 <input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録 <input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>																
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫</td> <td><input type="checkbox"/>耐火金庫</td> <td><input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()				電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室	<input type="checkbox"/> その他 ()			
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ()																	
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫	<input type="checkbox"/> 耐火金庫	<input type="checkbox"/> 専用の保管室														
<input type="checkbox"/> その他 ()																	
(3) 作業施設の防災体制	<input type="checkbox"/> 常時監視 <input type="checkbox"/> 巡回監視 <input type="checkbox"/> 耐火構造 <input type="checkbox"/> 免震・制震構造 <input type="checkbox"/> その他 ()																
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体											
紙媒体																	
電磁媒体																	
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)																	

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型____台、デスクトップ型____台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（_____） 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（_____） パスワードの付け方（_____） <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要：_____） <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（_____）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（_____年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（_____） <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

(別紙)

研修実施明細書

本件業務の委託に当たり、受託者として従事者に実施した個人情報保護に係る研修の明細は、次のとおりです。

(A 4)

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全部署その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用
(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)